

平成17年7月22日

各 位

会 社 名 株式会社九州親和ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 小田 信彦  
コード番号 8340  
東証第一部、福証  
問 合 せ 先 総合企画グループマネージャー  
小川 正信  
T E L 0956-26-4105

### 経営の健全化のための計画にかかる業務改善命令について

本日、金融庁より金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項および銀行法第52条の33第1項の規定に基づき、業務改善命令を受けましたのでご報告申し上げます。

当社グループにおきましては、平成15年4月の子銀行合併による経営効率化等によって、基礎的収益力であるコア業務純益は合併以降2年連続で220億円を超えるなど収益力は格段に向上いたしました。一方、17年3月期決算の大幅な赤字決算を踏まえ、18年3月期以降の業績回復を確実なものとするため、すでに「収益力の強化」、「経営合理化」、「不良債権問題の解決および信用リスク管理強化」を柱とした『抜本的収益改善策』の諸施策を実行中であります。

当社グループでは、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、収益改善に全力で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 業務改善命令の内容

- (1) 経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成17年8月26日(金)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、17年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

#### 2. 処分の理由

平成16年3月期において業務改善命令を受けたにも拘らず、経営健全化計画に係る17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られず、また17年3月期において、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったことから、早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

#### 3. 今後の取り組みについて

今回の業務改善命令を踏まえ、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を策定し、着実に実施してまいります。

以 上